

マイナポイントの申し込みはお早めに！



マイナンバーカードを令和5年2月末までに申請した方は、「マイナポイント第2弾」の申し込みにより最大2万円分のマイナポイントを受け取ることができます。ポイントの申込期限は令和5年9月末です。

市民課の特設会場でのお手続きをご希望の方は、混雑することがありますので時間に余裕をもってお越しください。

■獲得できるマイナポイント

- ①マイナンバーカードの新規取得で最大5,000円分
※マイナポイントの申し込み後、選択したキャッシュレス決済サービスでチャージまたはお買い物をする必要があります。
※決済サービスごとに申込終了日やチャージ期限日などが異なる場合があります。
- ②健康保険証としての利用申し込みで7,500円分
- ③公金受取口座の登録で7,500円分

■申込方法

- ・マイナンバーカードの読み取り機能があるスマートフォンから申し込み
- ・市民課の特設会場のほか、郵便局やコンビニエンスストア、携帯ショップなどのマイナポイント手続きスポットで申し込み

■必要なもの 市民課の特設会場で申し込みされる方は、以下のものをお持ちください。

- ・有効な利用者証明用電子証明書が搭載されたマイナンバーカード(令和5年2月末までに申請したもの)
- ※電子証明書の有効期限が切れている場合は別途更新手続きが必要です。更新手続きは9月22日(金)までに市民課で行ってください。
- ・数字4桁の暗証番号(マイナンバーカード交付時に窓口で設定したもの)

・公金受取口座の登録を希望する方は、銀行の通帳やキャッシュカードなど(本人名義の金融機関名・支店名・口座番号が分かるもの)

・利用するキャッシュレス決済サービスの「決済サービスID」及び「セキュリティーコード」
※利用する決済サービスによっては事前登録が必要な場合があります。

■問い合わせ先

市民課 ☎(32)8896
※市役所以外でのマイナンバーカードの申請やマイナポイント申込用端末の設置場所については、マイナポイント事業のホームページや各店舗でご確認ください。

マイナンバーカード総合フリーダイヤル
☎0120(95)0178
マイナポイント事業についてはこちら→



海外療養費の申請

海外渡航中に緊急・やむを得ない理由で治療を受けた場合、申請することにより保険給付の範囲で医療費の支給を受けることができます。支給対象は日本国内で保険診療として認められるものに限りです。

■対象者

国民健康保険被保険者および後期高齢者医療被保険者

■支給対象となる主な例

- ・海外旅行中に体調を崩し、現地の医療機関を受診した
- ・海外渡航中に新型コロナウイルス感染症に感染した(令和5年5月8日以降に罹患した方が対象)

■支給対象外となる主な例

- ・業務上・通勤途中の災害による病気やけが
- ・治療を目的とした海外への渡航
- ・美容整形

■その他

- ・申請を希望される方は事前にご連絡ください。
- ・不正請求がないよう厳正な審査を行うため、申請から支給までに半年ほどかかります。予めご了承ください。

■問い合わせ先 市民課 ☎(32)8895

広告

土地・建物

こんなお悩みありませんか？

除草作業

空き家の管理

税金の負担

老朽化で倒壊

「丸和住宅」「ノーブルホーム」のグループ会社

とちぎ未来開発(株)

お問合せはこちら ☎0282-24-5687

〒328-0075 栃木県栃木市箱森町36-17

無料相談！ 致します

秘密厳守！ 致します

もれなく土地・建物の
査定書をプレゼント！
ぜひご相談ください！